７長市会第 ４３ 号

令和７年５月１２日

　各　市　市　長　様

長崎県市長会

会長　鈴木　史朗

（公 印 省 略）

第１３７回長崎県市長会議における議案提出について（依頼）

本会の運営につきましては、日頃から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、第１３７回長崎県市長会議（令和７年８月１８日島原市開催予定）に付議する議案を取りまとめる必要がありますので、次の事項に御留意のうえ、各市の主管課において集約いただき、事務局へ御提出くださるようお願い申し上げます。

**１　提出議案について**

（１）各市に関連する議題、あるいは地域発展上の重要かつ政策的議題で、全市で協議調整し、国・県等に対し提言すべき事項であること。

　※　添付資料１「長崎県市長会提出議案取扱い基準」を参照願います。

（２）関係各市主管課長会議等において重要課題として十分審議されたものであり、特に、長崎県市長会においても国・県等に提言すべき事項と認められるものであること。

（３）国及び地方六団体の動き等にも留意すること。

　※　全国市長会からの要望及びそれに対する国の考えに関しては、全 国市長会のインターネットHP＞メンバーズページ＞「本会からのお知らせ」＞「提言・要望等経過概要」で把握できますので、必ず確認した上で要望文面を作成してください。

　　※　要望内容に関する直近の動きや改正等に留意し、その内容を積極的に提言文面に反映してください。

（４）県への提言については、「県提言事項に係る措置状況」の内容を必ず確認し、状況に応じた修正を加えること。

　　※　第135回の市長会からの提言に対する県からの回答となる「県提言事項に係る措置状況」をR7年2月に各市に周知しておりますが、今回改めて添付ファイルで送付しております。

（５）長崎県市長会の提言は他県に比べても項目数が多い状況となっていることから、既存の提言につきましては、担当市が中心となり、次の考え方を踏まえた点検を行っていただき、いずれか該当する場合は削除等の対応をお願いします。

　　　・既に国又は県が要望に対応していないか

　　　・法令等の制定改廃等により、不適当となっていないか

　　　・長期間にわたる要望であって、実現の可能性が極めて低いものでないか

　　　・社会経済情勢等の変化に伴い、当面する課題に対する切実な要望で無くなっていないか

※　削除については、提出２「（国）既存提言項目調査票」又は　　　　　提出３「（県）既存提言項目調査票」にその理由も併せて記載してください。

（６）今回継続７回目の議案は見直し対象となり、添付資料１「長崎県市長会提出議案取扱い基準」に記載のとおり、今回も提案される際は新規議案としての取扱いとなることから、改めて新規議案として提案するかどうかに関しては、担当市が中心となり関係市と調整のうえ提出してください。

**２　資料について**

提言書中の資料（関連する数値データ、図等）につきましては、　　　添付資料２「国・県への提言議案進行管理表」の担当市を中心に更新等の対応をお願いいたします。（新規の場合は、提案市において必要に応じて資料作成をお願いします。）

なお、資料の記載内容について、県から誤り等の指摘を受けることもあることから、数字の更新だけでなく関係法令や、国・県の動向が最新のものであるか、なども必ず十分な確認を行っていただきますようお願いします。

**３　重点項目について**

今回の長崎県市長会議案（新規含む）において、各市が重点項目と考える項目がある場合は、その提言内容、選定理由等について、　　　　　添付資料３「重点項目について」を参照のうえ、提出５「重点項目調査票」により提出してください。また、必要に応じて関係資料を添付してください。

**４　第137回九州市長会総会(R7.9.20宮崎市開催予定)における決議案について**

　　　提言の有無に関わらず、特に九州全体で決議を行う必要がある要望等については、提出６「決議案」により提出してください。

　　※参考として添付資料４「第134回及び第135回九州市長会決議」を添付しておりますのでご参照ください。

**５　資料のダウンロードについて**

　　議案等の資料については、長崎県市長会のHP（http://www.nagasaki-mayors.jp/）の会員専用ぺージ(ID：shichokai,パスワード：shichokai\_4393)からダウンロードしてください。

**６　提出書類及び期限について**

**（１）　提出書類**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 提出期限 |
| ①　（提出１）議題提出票〔word〕  ②　（提出２）（国）既存提言項目調査票〔excel〕  ③　（提出３）（県）既存提言項目調査票〔excel〕  ④　（提出４）資料の更新（整理表）〔excel〕  ⑤　 提言書中の資料【最新版アップデート済のもの】※  ⑥　（提出５）重点項目調査票〔word〕  ⑦　（提出６）決議案(第137回九州市長会)〔word〕 | **令和７年６月５日（木）まで**  **（厳守）** |

※事務局において編集することがあることからPDF以外の形式でお願いします。

**（２）**

　　長崎県市長会事務局　担当：田原　　電話 (095)811-4955

**E-mail:nagasaki-shichokai@poppy.ocn.ne.jp**

**７　議題作成の留意事項**

議題の作成にあたっては次の点に留意ください。

|  |
| --- |
| ・文面はシンプルでわかりやすく  ・直近の動向があれば盛り込んで  ・提言した内容を簡潔に表現（何が問題でどうしたい）  ・説明資料をわかりやすく工夫（内容・現状等を数値的に）  ・単なる要望にとどまらず、提案型の内容で |